

環廃対発第 060113001 号
平成 18 年 1 月 13 日
一部改正
環循適発第 21040113 号
令和 3 年 4 月 1 日

各都道府県

廃棄物行政主管部（局）長殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課長
（公 印 省 略）

廃焼却炉の円滑な解体の促進について

一般廃棄物行政の推進については、日頃から多大なご尽力を賜り、感謝いたします。さて、循環型社会形成推進交付金等（以下、「交付金」という。）において、跡地の全部または一部にストックヤードなどの廃棄物処理施設を整備する場合に、廃焼却炉の解体費を含め交付金による支援を行い、廃焼却炉の円滑な解体の促進に努めてきたところです。

今般、現行の解体事業に加え、焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体事業（解体する廃焼却施設は、整備する焼却施設と関連性・連続性があり、同数以下であるものに限る。）については、跡地利用要件（廃焼却施設の解体跡地の全部または一部を活用して新たな廃棄物処理施設を整備すること）を撤廃する見直しを行いました。（別紙参照）

つきましては、交付金等の廃焼却炉解体に対する国による支援制度について、貴管下市町村に対し改めて十分な周知を図るとともに、支援制度の活用によって廃焼却炉の円滑な解体が促進されるようご指導願います。

(別紙)

○ 交付金による廃焼却炉解体に対する支援制度（環境省）

【交付要件】

焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体事業（解体する廃焼却施設は、整備する焼却施設と関連性・連続性があり、同数以下であるものに限る。）及び廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業。

なお、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業においては、3 ng/g 以上のダイオキシン類に汚染されている場合には、解体後5年以内（解体の翌年度から起算）に廃棄物処理施設整備に着手すればよいこととしている。

【交付率】

1 / 3（沖縄のみ 1 / 2）

【その他】

解体撤去費が施設整備費を上回る場合においても、交付対象となる。

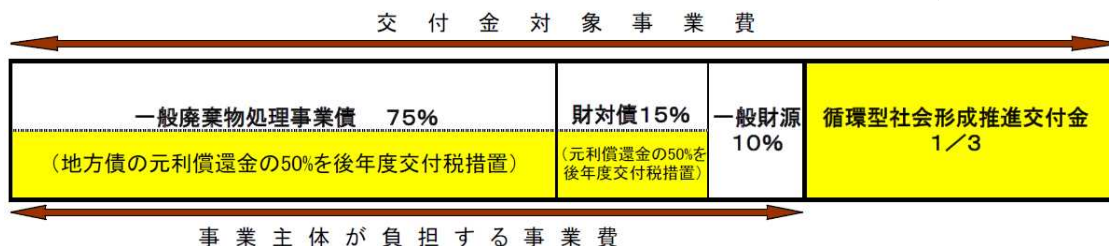
○ 交付金による廃焼却炉解体に係る地方財政措置（総務省）

【地方債】

既存施設の解体工事に要する経費については、原則として、既存建築物を撤去しなければ、施設の新增築ができない場合等新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合には、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条第5号の経費に該当するものと解される。ただし、当分の間、公共施設等の除却であって、公共施設等総合管理計画に基づいて行われるものに要する経費については、地方財政法附則第33条の5の8の規定により、同法第5条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

(一般廃棄物処理施設を整備する際の例)

一般廃棄物処理施設を整備する事業（新設を伴う解体撤去を含む）に対する地方財政措置については、一般廃棄物処理事業債等により、地方負担分の90%まで起債充当することができ、後年度に元利償還金の50%（交付率1/3の場合）を交付税措置している。



※全体の事業費のうち、約60%（網掛け部分）が国からの財政支援で措置される。

※上図は、一般廃棄物処理施設整備の場合を例示したものであり、整備する施設によって活用できる地方債は異なる。